

請求人あて

仙台市監査委員	加 藤 邦 治
同	岩 渕 健 彦
同	峯 岸 進 一
同	小野寺 利 裕

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 18 日に収受した住民監査請求につき、補正も含めその内容を確認しましたが、下記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下、一部を除き「法」という。）第 242 条に定める請求要件を欠くものであり、これを却下することが相当であると合議により決定しましたので、通知します。

記

第 1 本件監査請求を収受した日

令和 8 年 6 月 18 日

令和 8 年 6 月 30 日にも「監査請求書」を収受しており、請求人によれば、6 月 18 日収受分は 6 月 30 日収受分に承継され、統合されたとされている。

その後も、令和 8 年 7 月 11 日付の「第三次監査請求書（総括）」を 7 月 13 日に収受しており、請求人によれば、6 月 18 日収受分及び 6 月 30 日収受分を体系的に統合し、総括したものであるとか、6 月 18 日収受分及び 6 月 30 日収受分は完全承継されたとかとされているが、この点については後でふれる。

第 2 請求人

2 名

第 3 請求の概要

第 1 章 監査請求の趣旨

本監査請求は、仙台市長、都市整備局長、総合交通政策部長、地域交通推進課長、同係長、同技師の 6 名が、令和 8 年 4 月 7 日以降、請求人が提出した公

開質問状・通知書・告知書・確認書等全てに対し、一度たりとも回答を行わず、行政主体として当然に履行すべき説明義務・理由提示義務・資料提示義務等を完全に放棄したことにより、以下の増悪的・組織的・継続的・確信的・重疊的・累積的違法行為が確定したため、監査委員に対し、当該違法行為の認定・是正措置命令・責任追及・損害防止措置を求めるものである。

- 1 行政不作為（行政事件訴訟法第3条第6項）
- 2 地方自治法第2条第14項違反（説明責任放棄）
- 3 同第138条の4違反（市長の指揮監督責任放棄）
- 4 行政手続法第1条・第3条・第8条違反
- 5 公文書管理法第4条・第6条違反
- 6 地方公務員法第30条・第32条違反
- 7 刑法第156条・第158条・第193条・第194条違反
- 8 憲法第16条違反（請願権侵害）
- 9 情報公開条例違反
- 10 違法な公金支出の発生

第2章 本件の重大性

本件は、単なる事務的遅延ではなく、「行政の中立性・公正性・透明性を根底から破壊する増悪的・組織的・継続的・確信的・重疊的・累積的違法行為」であり、以下の特徴を有する。

- 1 市長名虚偽回答（刑法第156条）
- 2 虚偽公文書行使（刑法第158条）
- 3 公務員職権濫用（刑法第193条）
- 4 特別公務員職権濫用（刑法第194条）
- 5 行政不作為（行政事件訴訟法第3条第6項）
- 6 説明責任放棄（地方自治法第2条第14項）
- 7 指揮監督責任放棄（同第138条の4）
- 8 公文書不作成・隠蔽（公文書管理法第4条・第6条）
- 9 住民参加手続欠落（自治基本条例第13条）

第3章 黙示承認・争点不争・反論権の自主的放棄喪失の確定

請求人は、一連の書面において、「回答期限までに回答がない場合、提出者の主張を全面的に黙認したものと確定する」旨を正式に告知した。

市長及び関係職員6名は、いずれの文書にも回答せず、すべての回答期限を徒過した。

よって、以下が法的に帰結し、確定した。

- 1 請求人の全主張・指摘の全面承認

- 2 争点不争（不争事実）
- 3 反論権の自主的放棄・喪失
- 4 事実認定の確定
- 5 遵法意識皆無の確定

第4章 故意の成立

最重要証拠により、以下の10項目が“確定事実”となった。

- 1 4月7日以降の公開質問状・通知書・告知書を「読んだ」事実
- 2 読んだ上で「回答しない」と故意に判断した事実
- 3 回答拒否が違法であると認識していた事実
- 4 市長名回答（4月21日）が虚偽であると認識していた事実
- 5 「検討会が実施主体」という説明が虚偽であると認識していた事実
- 6 住民意見を隠蔽した事実を自認したこと
- 7 行政文書を作成していない、または隠している事実を自認したこと
- 8 市長監督責任を果たしていない事実を自認したこと
- 9 無回答が法秩序破壊行為であると理解していた事実
- 10 回答しない場合、訴訟・告訴・監査請求に使用されることを理解していた事実

これは刑法上の故意（認識・認容）を完全に満たす。

第5章 確定した違法行為の体系

以下の違法行為が増悪的・組織的・継続的・確信的・重疊的・累積的に成立している。

- 1 市長名虚偽回答
- 2 住民説明会は法的に不成立
- 3 住民意見聴取義務違反
- 4 行政計画事前協議義務違反
- 5 住民参加手続欠落
- 6 行政情報不提示
- 7 行政判断根拠不存在
- 8 無回答の継続
- 9 議事録不作成・隠蔽
- 10 責任転嫁（検討会丸投げ）
- 11 虚偽説明の継続
- 12 監督責任放棄
- 13 説明責任放棄

第6章 最高裁判例の明白な違反

市長名回答書（R8 都総地第 335 号）には、「検討会が実施主体であり，市は回答する立場にない」との記載がある。

しかし，この記載は，以下の最高裁判例が確立した法理に明確に反し，検討会が行政主体・回答主体になり得ないことを示す決定的違法性を有する。

1 昭和 50 年 10 月 30 日判決（成田新法事件）要旨

行政機関は，行政判断の理由・根拠・過程を住民に説明する義務を負う。

説明を欠く行政判断は違法となる。

※検討会は行政機関ではなく，説明義務主体になり得ない。

2 平成 17 年 7 月 14 日判決（公文書不作成・隠蔽違法）要旨

行政機関は，判断根拠となる文書を作成・提示する義務を負う。

文書不存在・提示拒否は違法。

※検討会には文書作成義務も文書管理権限も存在しない。

3 平成 23 年 4 月 28 日判決（説明責任不履行違法）要旨

行政機関は，住民の求めに応じ，判断理由・資料を提示する説明責任を負う。

説明拒否は違法。

※検討会には説明責任主体としての法的地位が存在しない。

4 平成 14 年 9 月 12 日判決（明文根拠法理）要旨

行政機関が住民に義務を課したり権利を制限するには，必ず法律上の明確な根拠（明文の根拠）が必要。

明文の根拠なく行政権限を行使した場合，その行為は違法。

※検討会には行政権限の明文根拠が存在せず，行政主体になり得ない。

〔総括〕

以上のとおり，「検討会が実施主体であり，市は回答する立場にない」との市長名回答書（R8 都総地第 335 号）の記載は，最高裁判例が確立した以下の法理に明確に反する。

- ① 説明義務法理（成田新法事件）
- ② 文書作成義務法理（平成17年判決）
- ③ 説明責任法理（平成23年判決）
- ④ 明文根拠法理（平成14年判決）

よって，検討会は行政主体・回答主体になり得ず，市長名回答書の当該記載は，法的根拠を欠く虚偽記載であり，行政法上も刑法上も違法性が確定する。

〔本件への適用関係〕

1 刑法第 156 条（虚偽公文書作成）

R8 都総地第 335 号・第 571 号市長名回答書における「検討会が実施主体であり，市は回答する立場にない」との虚偽記載が該当。

2 刑法第 158 条（虚偽公文書行使）

上記虚偽回答書を正式文書として住民に交付・行使した行為が該当。

3 刑法第 193 条（公務員職権濫用）

住民の質問権・請願権・情報取得権を妨害し、回答義務を故意に放棄した行為が該当。

4 刑法第 194 条（特別公務員職権濫用）

市長・局長・部長・課長等の特別公務員が、住民の権利行使を妨害した点で加重処罰の対象。

〔総括〕

以上のとおり、本件仙台市行政の一連の行為は、刑法第 156 条・第 158 条・第 193 条・第 194 条の構成要件を重疊的・累積的に完全充足しており、行政法上の違法性のみならず、刑事責任が明確に成立する。

第 7 章 監査委員に求める措置（12 項目の是正措置命令）

本章では、請求人が監査委員に対し求める具体的措置を、行政法理上の是正命令として体系化する。

監査委員においては、法第 242 条に基づき、以下の 12 項目につき、市長及び関係職員 5 名に対し、是正措置命令・履行命令・文書提出命令・再審議命令・再実施命令・謝罪命令等の必要な措置を講ずることを求める。

1 アンケート発送義務の即時履行命令

令和 8 年 4 月 28 日に正式收受された住民宛アンケート用紙一式について、発送期限（4 月 30 日）を徒過し、6 月 16 日時点でも未発送である違法状態を是正するため、①アンケートの即時発送、②発送遅延理由の文書提示、③発送状況の正式報告書の提出を命ずること。

2 決議書 33 部の即時発送及び発送状況報告命令

令和 8 年 5 月 7 日正式收受の決議書 33 部について、発送期限（5 月 11 日）徒過及び発送状況無回答の違法状態を是正するため、①決議書 33 部の即時発送、②発送状況の文書報告、③遅延理由の提示、④検討会役員への正式送達の履行を命ずること。

なお、本件決議書 33 部については、令和 8 年 6 月 16 日時点においても、いまだ一度も発送されておらず、発送状況報告も一切存在しないことを確認する。

3 次回検討会における決議書の次第記載義務の履行命令

決議書を次回検討会の次第に記載し、正式議題として扱う行政義務の不履行を是正するため、①次第記載の即時実施、②次第案の事前提示を命ずること。

4 決議書の正式審議・検討・採決の実施命令

決議書を正式に審議・検討・採決する行政義務の不履行を是正するため、①次回検討会での正式審議、②採決の実施、③審議結果の文書化を命ずること。

5 市長名回答書（R8 都総地第 335 号・第 571 号）の無効確認及び再回答命令

重大な瑕疵により行政文書として無効である市長名回答書について、①無効確認、②適法な形式・内容を備えた再回答書の作成・提出を命ずること。

6 第31回検討会の違法手続（議題排除・傍聴拒否・審議経過不存在等）の是正命令

第31回検討会における一連の違法行為を是正するため、①正式な再審議・採決の実施、②会議録の正式作成・公開、③住民意見聴取手続の履行を命ずること。

7 令和8年3月5日・15日の住民説明会に係る行政文書一式の作成・提示命令

周知欠落・併設開催・議事録不存在等の違法状態を是正するため、①議事録（未作成部分を含む正式版）、②審議経過の全内容、③説明資料一式、④住民発言の全記録の作成・提示を命ずること。

なお、両住民説明会（令和8年3月5日・15日）において発言した住民の中で、現行の運行条件を支持した者は一人も存在せず、発言者全員が運行条件の改善（運行時間・運行日・運行エリア〔乗降ポイント増加〕）を求めている事実を、作成される議事録に正確に反映すること。

8 令和8年4月7日以降の全未回答文書への正式回答命令

公開質問状・通知書・告知書等への無回答という行政不作為を是正するため、①全未回答文書への正式回答、②理由提示義務の履行を命ずること。

9 第31回検討会における議題排除の是正命令

議題排除という重大な違法行為を是正するため、①排除された議題の正式審議・検討・採決、②審議結果の公開、③議題設定手続の改善を命ずること。

10 第31回検討会における傍聴拒否の是正命令

住民の知る権利を侵害した傍聴拒否を是正するため、①傍聴拒否の撤回、②傍聴手続の整備、③傍聴記録の公開を命ずること。

11 第30回検討会における役員発言の未記録・審議経過不存在の是正命令

行政文書管理義務違反を是正するため、①役員発言（質問状は市宛なので回答責任は市にある）の全文記録、②審議経過の全内容、③会議録（未作成部分を含む正式版）、④判断根拠資料の作成・公開を命ずること。

12 地域交通推進課長の「あなたの言うことは絶対に聞きませんから」発言に対する是正命令

請求人意見提出権を否定する重大な違法行為を是正するため、①当該発言の撤回、②正式謝罪、③請求人意見提出権の保障、④内部規程の整備を命ずること。

第8章 量刑評価（刑事責任の重大性）

本件における違法行為は、①虚偽公文書作成（刑法第156条）、②虚偽公文書

行使（刑法第 158 条）、③公務員職権濫用（刑法第 193 条）、④特別公務員職権濫用（刑法）が重疊的・累積的に成立し得る重大事件である。

違法行為は、増悪的・組織的・継続的・確信的・重疊的・累積的であり、情状酌量の余地は一切存在しない。

よって、懲役 1 年 6 月～3 年の実刑が相当であり、執行猶予付与の余地は存在しない。

第 9 章 監査委員に求める判断

請求人は、監査委員に対し、以下の判断を求める。

- 1 違法行為の認定
- 2 是正措置命令の発出
- 3 関係職員の懲戒処分相当性の判断
- 4 市長の監督責任の認定
- 5 損害防止措置
- 6 刑事告発相当性の判断

第 10 章 添付証拠

（省略）

第 11 章 結語

本件は、仙台市行政における増悪的・組織的・継続的・確信的・重疊的・累積的違法行為が確定した重大事件である。

監査委員においては、地方自治法及び監査基準に基づき、厳正かつ中立的な監査を行い、必要な措置を講ずるよう強く求める。

第 12 章 仙台地方検察庁への刑事告訴について

請求人は、本監査請求書（令和 8 年 6 月 17 日付）と同日付で、仙台地方検察庁に対し、市長ほか関係職員 5 名を被告訴人とする刑事告訴を正式に行った。

刑事告訴の対象犯罪は以下のとおりである。

- 1 刑法第 156 条（虚偽公文書作成）
- 2 刑法第 158 条（虚偽公文書行使）
- 3 刑法第 193 条（公務員職権濫用）
- 4 刑法第 194 条（特別公務員職権濫用）
- 5 刑法第 60 条（共同正犯）
- 6 刑法第 62 条（幫助犯）

これらの犯罪事実は、本監査請求書に記載した一連の行政不作為・虚偽公文書作成・公文書隠蔽・説明責任放棄・指揮監督責任放棄・住民参加手続欠落等の

重大違法行為と完全に連動しており、行政法上の違法性のみならず、刑事責任の成立を裏付けるものである。

よって、監査委員においては、本監査請求に係る違法行為の認定及び是正措置命令の判断にあたり、同日付で行われた刑事告訴の事実を重く受け止め、法第 242 条に基づく厳正な監査及び必要な措置を講ずることを強く求める。

また、令和 8 年 6 月 30 日に収受した「監査請求書」により、令和 8 年 6 月 29 日付でも刑事告訴を行った旨の説明がなされたほか、以下の内容が追加された。

1 追加監査請求の理由

(1) 公開質問状等への完全無回答

令和 8 年 6 月 25 日及び 26 日の回答期限までに、市長は、いずれの文書にも回答しなかった。

この完全無回答は、行政主体として当然に履行すべき説明責務・理由提示義務・資料提出義務・監督義務を故意に放棄したものであり、行政法理上の「黙示承認」「争点不争」「反論権自主的放棄喪失」「事実認定確定」「遵法意識皆無確定」の法的効果が、行政法理上、疑義を容れないものとして確定的に成立する結果を招いた重大違法行為である。

特に、一部の書面においては、背任罪（刑法第 247 条）の三構成要件①任務違背、②財産上の損害、③故意（認識、認容）が、無回答により全面的に黙示承認される旨が厳正に告知されており、回答拒否はそのまま刑事責任の確定を意味する。

(2) 財務会計行為における重大違法性

一連の書面の回答期限徒過により、以下の財務会計行為の違法性が法的に確定した。

- ①行政主体偽装（検討会を委託者と偽装）
- ②契約書の虚偽記載（委託者欄に「検討会」と記載）
- ③補助金適正化法違反（名義貸し・偽装委託）
- ④会計責任不存在を知らながら検討会名義で処理
- ⑤公金支出の違法性
- ⑥会計処理の偽装
- ⑦補助金処理の偽装
- ⑧行政主体限定原則違反
- ⑨最高裁判例違反
- ⑩地方自治法違反
- ⑪公文書管理法違反

⑫情報公開条例違反

これらの行為は、財務会計行為の適法性を根底から毀損し、その法的正当性を完全に失わせる決定的かつ本質的な重大違法行為である。特に、甲第 117 号証により、検討会名義通帳の管理者・印鑑保管者・振込実行者が市職員である可能性が極めて高いことが明らかとなり、会計責任偽装・事業主体偽装・補助金適正化法違反・虚偽公文書作成・虚偽公文書行使・背任罪の構成要件がすべて充足する事実が確定した。

(3)行政運営における重大違法性

以下の行政運営上の違法行為も、前記の無回答により法的に確定した事実である。行政文書不存在、住民意見の隠蔽、検討会への責任転嫁、行政不作為の継続、虚偽説明の継続、住民説明会の実質不存在、行政判断根拠の不存在。これらの行為は、行政運営の適正性を制度的基盤から毀損し、行政主体としての法的正当性を完全に失わせる決定的かつ本質的な重大違法行為である。

特に、以下の最高裁判例の判示趣旨に照らし、市の行為は明白な違法性を帯びる。

①最高裁昭和 50 年 10 月 30 日判決

行政権限の行使には「必ず明文の法的根拠を要する」とし、任意団体への権限付与を一切否定した判示。

②最高裁昭和 60 年 7 月 4 日判決

任意団体には契約締結権限・会計責任・財産管理権限が一切存在しないと明確に判示した先例。

③最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決

行政主体・実施主体は法令により限定され、任意団体を行政主体として扱うことは許されないとした行政主体限定原則の確立判例。

④最高裁平成 17 年 7 月 14 日判決

行政判断の主体は法令に基づく行政庁に限定され、任意団体への行政判断権限の移転を明確に否定した判示。

これらの最高裁判所判例が確立した行政法の基本原理、すなわち、行政主体限定原則、明文根拠法理、権限専属性法理に照らして検討すると、市が「検討会」なる非行政主体に対し、行政判断・説明責任・会計責任といった、本来行政主体に専属し、法律上その権限行使が厳格に制約される性質を有する職務権限を付与し、あるいはこれを転嫁し続けた行為は、前記各判例の示す法理に真正面から抵触するものであって、その違法性は重大かつ明白であると言わざるを得ない。

そもそも、行政権限の行使は、(1) 法律に基づく明文の授權を要すること（明文根拠法理）、(2) その権限は行政主体に専属し、任意団体に委ねることは許されないこと（行政主体限定原則・権限専属性法理）を基本原則とすることは、最高裁判所の判例により一貫して確立しているところである。

しかるに、本件において市は、法令上いかなる権限も付与されていない任意団体たる「検討会」を、あたかも行政主体であるかのように取り扱い、行政契約の締結主体、説明責任の履行主体、会計処理の責任主体として位置付け、これを前提として行政運営を継続したものである。

前記のような行為は、「行政権限は法律に基づく行政主体にのみ帰属し、任意団体に行使させることはできない」とする最高裁判例の趣旨に明白に反し、行政権限の根拠と限界を定める法治主義の要請を著しく没却するものである。

したがって、市が検討会に対し行政判断・説明責任・会計責任等を転嫁した一連の行為は、最高裁判例の確立した法理に照らし、到底容認し得ない重大な違法行為であり、その違法性は明白である。

(4) 総括

以上のとおり、前記公開質問状等に対する市長の完全無回答は、行政法理・財務会計法理・刑事法理のいずれの観点からも、重大かつ決定的な違法性を確定的に導くものである。

本件無回答は、最高裁判所が昭和 50 年 10 月 30 日判決、昭和 60 年 7 月 4 日判決、平成 14 年 9 月 12 日判決、平成 17 年 7 月 14 日判決において一貫して確立してきた「行政権限の行使には明文の法的根拠を要し、任意団体に行政権限・会計責任・文書管理権限を付与することは断じて許されない」との基本法理に正面から抵触するものであり、行政主体限定原則・権限専属性原則・説明責任原則という行政法秩序の根幹に直接的かつ重大な衝突を生じさせる極めて深刻な違法状態を構成する。この抵触は、単なる手続上の瑕疵にとどまるものではなく、行政主体としての法的正当性を制度的基盤から毀損し、行政権限の適法な行使を根底から不可能とする本質的な違法性を形成するものである。

加えて、本件無回答は、行政法理上の「黙示承認」「争点不爭」「反論権自主的放棄喪失」「事実認定確定」「遵法意識皆無確定」の法的効果を自動的に発生させ、これらの効果が刑事法理上も疑いを容れないものとして確定的に成立する結果を招いた重大違法行為である。すなわち、行政法理上の黙示承認効果が、そのまま刑法第 247 条・刑法第 156 条・刑法第 158 条の構成要件の充足へと直結する法的構造が形成されている。

さらに、最終通告書及び通帳管理者確認書においては、背任罪の三構成要件①任務違背、②財産上の損害、③故意（認識・認容）が、無回答により全面的に黙示承認される旨が事前に明確に告知されており、回答拒否は、最高裁昭和 44 年 6 月 24 日判決（背任罪の任務違背は「社会通念上の信義則違反」によって判断されるとした判示）及び昭和 56 年 4 月 24 日判決（虚偽公文書作成罪は形式的体裁を備えれば成立するとした判示）の法理に照らし、刑事責任の成立を自動的かつ不可争的に確定させる法的効果を生じさせる。

これらの違法行為は、市の行政運営及び財務会計行為の適法性を制度的基盤から毀損し、行政主体としての法的正当性を完全に喪失させるものである。最

高裁判例が示す法理の射程に照らせば、本件は単なる瑕疵や手続違反の次元を超え、行政権限の濫用・行政主体偽装・会計責任偽装・補助金適正化法違反・虚偽公文書作成・虚偽公文書行使・背任罪の構成要件を重疊的に充足する、極めて重大な違法行為群であることが明白である。

よって、監査委員においては、最高裁判例の法理及び本件各証拠に基づき、厳正かつ実効的な法的判断と是正措置を講ずることが不可欠である。

2 監査委員に求める事項

法第 242 条及び監査基準に基づき、監査委員が講ずべき措置を、財務会計行為・行政運営・監督責任・懲戒処分・背任罪疑惑・名義偽装会計処理等の 6 領域に分けて明確に示す。

(1) 補助金処理・委託契約・会計処理等の財務会計行為について、違法状態を是正するための正式監査を実施し、必要な是正措置命令（契約内容の是正、公金支出手続の適法化、虚偽記載の是正、補助金処理の適正化等）を発出すること。

(2) 委託者偽装・行政主体偽装・虚偽説明・行政文書不存在・住民意見隠蔽等の行政運営上の重大違法行為について、調査・認定の上、違法状態を解消するための是正措置命令（行政文書の作成・提示、説明責任の履行、虚偽説明の撤回、行政判断根拠の提示等）を発出すること。

(3) 監督権限不行使・説明責任放棄・行政不作為の継続について、責任者を特定し、公開質問状に対する正式回答を命ずる是正措置命令を発出すること。

(4) 局長以下関係職員の懲戒処分相当性について

本件においては、刑法第 156 条及び刑法第 247 条を中心とする、合計 13 法令違反（刑法第 156 条・第 157 条・第 193 条・第 194 条・第 247 条、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項・第 242 条、地方公務員法第 30 条・第 32 条・第 33 条、公文書管理法第 4 条・第 5 条、補助金適正化法）の重大な違法行為が客観的に認定されるところである。

よって、市長に対し、地方公務員法に基づく必要な懲戒処分（戒告・減給・停職・免職等）を速やかに講ずべきことを勧告すること。

(5) 本件に関する監査結果及び是正措置命令の内容を、文書により請求人へ正式に通知すること。

(6) 刑法第 247 条に該当し得る業務委託者偽装・事業主体偽装・会計責任偽装・補助金適正化法違反疑惑について、新たに顕在化した事実関係（通帳管理者・印鑑保管者・振込実行者が市職員である疑い、会計処理の実質的主体が検討会ではなく市である疑い等）を前提に、正式な事実認定を行い、違法状態の存否を明確に判断すること。

(7) 検討会名義通帳の開設書類（印鑑届・開設申込書・通帳保管者記録）が市職員により作成・管理されていた場合、補助金適正化法第 3 条・第 4 条・第 10

条に反する重大な違法行為であることを認定し、当該違法行為の是正措置命令（会計処理の訂正、名義偽装の撤回、関係文書の修正、補助金処理の適法化等）を速やかに発出すること。

(8) 検討会会計担当者とされている者が通帳・印鑑を保管しておらず、実際には市職員が通帳・印鑑を管理していた事実が確認された場合、会計責任偽装・事業主体偽装に該当することを正式に認定し、当該偽装行為の是正措置命令（会計責任の明確化、事業主体の訂正、虚偽説明の撤回、行政判断根拠の提示等）を発出すること。

(9) コンサルタント料の振込手続が検討会ではなく市職員により実行されていた場合、刑法第 247 条及び第 156 条に該当し得る重大な違法行為であることを認定し、当該行為に関する是正措置命令（支出手続の適法化、虚偽記載の是正、関係職員の責任明確化、再発防止措置の策定等）を発出すること。

(10) 検討会が任意団体であり会計責任・財産管理権限を一切有し得ない法的地位にあるにもかかわらず、検討会名義での支出処理が行われていた事実について、法第 232 条の 2（公金支出の適法性）に反する重大な違法行為であることを認定し、当該違法状態の是正措置命令（支出根拠の訂正、名義偽装の撤回、適法な会計処理体制の再構築等）を発出すること。

(11) 甲第 116 号証及び甲第 117 号証に示された「無回答・曖昧回答・不適法回答が黙示承認として法的に確定する」状況が生じている場合、当該黙示承認の法的効果を踏まえ、背任罪の三構成要件（任務違背・財産上の損害・故意）が充足しているか否かを正式に判断し、必要な是正措置命令及び市長への懲戒処分勧告を発出すること。

(12) 本件に関する一連の会計処理・行政判断・説明行為について、監査委員としての最終的な認定結果及び是正措置命令の内容を、文書により請求人へ正式に通知するとともに、必要に応じて仙台地方検察庁へ通報し、刑事責任の追及に資する資料を提供すること。

〔添付書類〕

- ①「監査請求書および甲号証一覧表の送付について」と題する令和 8 年 6 月 17 日付の書面（「甲号証一覧表」を含む。）
- ②令和 8 年 6 月 17 日付刑事告訴状の写し
- ③「甲第 1 号証乃至甲第 107 号証」とされた一連の書面
- ④「甲第 108 号証乃至甲第 124 号証」とされた一連の書面
- ⑤令和 8 年 6 月 29 日付刑事告訴状の写し
- ⑥令和 8 年 6 月 29 日付懲戒請求書の写し

（注）添付書類の内容については、この通知への記載を省略した。

第4 却下と決定した理由

住民監査請求の要件を定める法第 242 条第 1 項は、地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、次のいずれかの行為又は怠る事実があると認めるときに、住民監査請求を行うことができる旨を定めている。

違法又は不当な

- 1 公金の支出
- 2 財産の取得、管理又は処分
- 3 契約の締結又は履行
- 4 債務その他の義務の負担

違法又は不当に

- 5 公金の賦課又は徴収を怠る事実
- 6 財産の管理を怠る事実

この点、請求人が提出した監査請求書（令和 8 年 6 月 18 日收受）には、その第 1 章に「10 違法な公金支出の発生」との文言があるのみで、前記の添付書類①～③を含めても、「違法な公金支出の発生」の具体的な内容が何ら示されていなかった。

その結果、いつの時点での、どのような公金の支出を対象として監査を行えば良いのかがわからず、監査を行うことができない状況にあったほか、前記の添付書類①～③も「違法な公金支出の発生」を示すものではなく、法第 242 条第 1 項の「事実を証する書面」には該当しないものであったことから、令和 8 年 6 月 26 日付の書面により、請求人に対して、「違法な公金支出の発生」の具体的な内容を回答すること等を求めたところである。

これに対し、請求人からの「監査請求書補正書」と題する回答を令和 8 年 6 月 30 日に收受したが、前後して、同日收受分の「監査請求書」が添付書類④～⑥とともに届いたところである。

さて、令和 8 年 6 月 30 日に收受した、請求人からの回答によれば、監査を求める「公金支出」とは、請求人が「検討会」と呼ぶ任意団体の名義でなされた「補助金・委託料・運行経費負担金等」の支出、あるいは、「検討会名義で行われた一切の支出」とのことであった。

その詳細として、請求人の見解によれば、検討会が「契約締結権限・財産管理権限・会計責任」を一切有していないことは最高裁判決によって明らかである旨など、様々な内容が論じられたところであるが、結局のところ、検討会の名義でなされた支出というのは、まさに検討会という任意団体がその資金を支出したという意味にしか理解できず、地方公共団体（本市）が公金を支出した場合とは異なるのであるから、法第 242 条第 1 項の「公金の支出」には該当しないものである。

この点、請求人あての令和8年6月26日付の書面において、監査期間には限りがあることから、請求人からの書面の提出は令和8年7月9日を期限として行うよう求めたところであるが、請求人からは、前記第1のとおり令和8年7月11日付の書面も提出され、様々な内容が論じられたところである。しかしながら、仮に、期限を過ぎてから提出された書面を考慮に入れたとしても、やはり検討会名義の支出が問題とされていることには変わりがなく、法第242条第1項の「公金の支出」に該当しないとの結論は変わらないものである。

また、請求人からは、前記の回答（令和8年6月30日收受）に当たり、「事実を証する書面」として、「甲第108号証（契約主体偽装の告知書）」をはじめとする8種類の書面が示されたところである。しかしながら、これらの書面は、検討会という任意団体の様々な権限等について、請求人としては疑義を抱いていることを示すものであって、法第242条第1項の「公金の支出」とは関係のないものであった。すなわち、法第242条第1項の「事実を証する書面」には該当しないものであった。

この他、請求人からは、前記の回答（令和8年6月30日收受）において、4件の最高裁判決を示した上で、任意団体である検討会を「行政主体・委託者・会計責任者」として扱うことは行政法理上絶対に許されない旨の指摘がなされたところであるが、この点もやはり、検討会という任意団体の法的地位等について、請求人としての見解を述べたものであり、法第242条第1項が定める住民監査請求の請求要件に関係する内容ではなかった。

本件監査請求については、請求人から、多数の書面が提出され、様々な法的見解等が論じられたところである。しかしながら、請求人の指摘は、公開質問状をはじめとする請求人提出の一連の書面に対する本市からの回答の有無や、検討会という任意団体の各種の権限の有無、あるいは、刑事責任の有無等を問題とするものであり、これらはいずれも、前記1～6の行為等を対象とする住民監査請求制度によって解決が図られる内容ではなかった。

住民監査請求制度という点では、仮に、令和8年7月11日付の書面を考慮に入れた場合には、請求人は、法第242条に「行政運営の適法性」との定めがある旨を述べ、財務会計行為とは別に「行政運営の適法性」が監査委員の監査対象になるとの主張をしていることになる。しかしながら、法第242条に定めがあるのは前記1～6の行為等であり、同条に「行政運営の適法性」との文言はないことから、このような解釈は採用することができないところである。

また、請求人によれば、住民監査請求について監査委員が事実認定等を行

うべき義務を履行しない場合には「地方自治法第 242 条および同法第 242 条の 2 第 1 項」の「怠る事実」に該当するとのことであるが、事実認定等を行うのは住民監査請求の請求要件を満たしている場合であることがその前提であり、本件については当てはまらない。かつ、法第 242 条第 1 項及び法第 242 条の 2 第 1 項の「怠る事実」とは、前記 5 の「公金の賦課又は徴収を怠る事実」と前記 6 の「財産の管理を怠る事実」との 2 種類に限られており、請求人が想定するような不作為は前記 5 及び 6 のいずれにも該当しないところである。

以上より、本件監査請求は、検討会という任意団体の資金の支出につき監査を求めるものであり、これは法第 242 条第 1 項の「公金の支出」には該当しない他、その余の主張も、同様に住民監査請求の対象とはならない事柄についてのものであり、いずれも法第 242 条第 1 項の請求要件を満たさないことから、これを却下するのが相当であると判断する。